

地方消費者行政に対する国の財政措置に係る意見書

消費者被害・トラブル額は、平成29年1年間で約4.9兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、過疎地域や中山間地域等も含め全ての地域において、専門の相談員による相談を受けられる体制を確保していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠である。しかしながら、国は地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額を大幅に減額し、地方消費者行政が後退するおそれがある。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要がある。今般の交付金の大幅な減額により、地方消費者行政が後退することは、国全体の消費者行政の後退につながるものであり、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討すること。
- 2 少なくとも、地方公共団体が消費者行政を行うために必要な予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月24日

熊本県議会議長 井手 順 雄

| | |
|--------------------------|-------|
| 衆議院議長 | 大島理森様 |
| 参議院議長 | 伊達忠一様 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三様 |
| 財務大臣 | 麻生太郎様 |
| 内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全) | 宮腰光寛様 |